

毎週月、水、金曜日発行

富 山 県 報

平成29年 1 月 20 日

金 曜 日

第 4156 号

目 次

告 示

○保安林の指定予定	1
○道路の区域変更	3
○道路の供用開始	

公 告

○県有財産の売却に係る一般競争入札の実施	4
----------------------	---

告 示

富山県告示第25号

保安林の指定予定について

農林水産大臣から次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第 249号）第30条の規定により告示する。

平成29年 1 月 20 日

富山県知事 石 井 隆 一

1 保安林予定森林の所在場所

富山県氷見市五十谷字芹原1017、1030の1から1030の4まで、1031、1032、1033の2（次の図に示す部分に限る。）、1063の1、1065、1071

2 指定の目的

水源の^{かん}涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を富山県農
林水産部森林政策課及び氷見市役所に備え置いて縦覧に供する。)

富山県告示第26号

保安林の指定予定について

農林水産大臣から次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があったの
で、森林法（昭和26年法律第 249号）第30条の規定により告示する。

平成29年 1 月 20 日

富山県知事 石 井 隆 一

1 保安林予定森林の所在場所

富山県下新川郡朝日町境字三ツ坂 1 の 8（次の図に示す部分に限る。）、字漆
平 6 の 2

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に
係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を富山県農
林水産部森林政策課及び朝日町役場に備え置いて縦覧に供する。)

富山県告示第27号

道路の区域変更について

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定に基づき道路の区域を次のとおり変更したので、同項の規定により公示する。

なお、関係図面は、富山県土木部道路課及び次の縦覧場所において 1 月 20 日から 1 箇月間一般の縦覧に供する。

平成29年 1 月 20 日

富山県知事 石 井 隆 一

道路の種類 及び路線名	区 間	変 更 前後別	記号	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル	縦覧場所
県道 黒部朝日公園線	下新川郡朝日町細野 139番 2から	変更前		最大 6.9 最小 5.9	50.0	新川土木 センター 入善土木 事務所
	下新川郡朝日町細野字西紺 屋田 569番 1 まで	変更後		最大 11.5 最小 11.0	50.0	
国道 472号	富山市八尾町花房字藤岩24 番 1 から	変更前		最大 38.7 最小 5.3	300.7	富山土木 センター
	富山市八尾町花房字喜多谷 115番 2 地先まで	変更後		最大 56.0 最小 7.7	300.7	
県道 蓮町新庄線	富山市蓮町五丁目 128番か ら	変更前		最大 8.7 最小 6.7	51.0	富山土木 センター
	富山市蓮町五丁目 128番ま で	変更後		最大 13.4 最小 8.8	51.0	

富山県告示第28号

道路の供用開始について

次のとおり道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第 180号）第18条

第 2 項の規定により公示する。

なお、関係図面は、富山県土木部道路課及び次の縦覧場所において 1 月 20 日から 1 箇月間一般の縦覧に供する。

平成 29 年 1 月 20 日

富山県知事 石 井 隆 一

道路の種類 及び路線名	区 間	供用開始の期日	縦覧場所
県道 黒部朝日公園 線	下新川郡朝日町細野 139 番 2 から 下新川郡朝日町細野字西紺屋田 569 番 1 まで	平成 29 年 1 月 20 日	新川土木 センター 入善土木 事務所
国道 472 号	富山市八尾町花房字藤岩 24 番 1 から 富山市八尾町花房字喜多谷 115 番 2 地先 まで	平成 29 年 1 月 20 日	富山土木 センター
県道 富山上市線	富山市向新庄町五丁目 577 番 3 地先から 富山市向新庄町四丁目 565 番 3 地先まで	平成 29 年 1 月 20 日	富山土木 センター
県道 蓮町新庄線	富山市蓮町五丁目 128 番から 富山市蓮町五丁目 128 番まで	平成 29 年 1 月 20 日	富山土木 センター

~~~~~  
公 告  
~~~~~

県有財産の売却に係る一般競争入札の実施

県有財産（土地）の売却について、次のとおり一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 第 1 項の規定により公告する。

平成 29 年 1 月 20 日

富山県知事 石 井 隆 一

1 入札に付する物件

所在地	数量（実測）	地目	予定価格	入札保証金
富山市西田地方町二丁目 11 番 1 ※建物付土地	2,353.44 平方 メートル	宅地	195,000,000 円	19,500,000 円

備考 予定価格とは、あらかじめ県が定めた最低売払価格をいう。

2 入札に必要な資格

次の各号のいずれかに該当する方は、この入札に参加することはできません。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項に規定する者又は同条第2項各号のいずれかに該当すると認められる者でその事実があった後2年を経過しないもの若しくはその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者
- (2) 今回の入札において特別に定める制限に該当する者（詳細は、別に定める入札説明書及び入札心得書のとおり。）

3 入札説明書、入札心得書及び契約条項を示す日時及び場所

- (1) 日時 平成29年1月20日（金）から平成29年2月21日（火）まで（日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時まで
- (2) 場所 富山県富山市新総曲輪1番7号
富山県経営管理部管財課財産活用推進係
電話番号 076-444-3172（直通）

4 入札参加申込み

一般競争入札に参加しようとする方は、平成29年2月21日（火）までに、入札説明書に定める申込書及び添付書類を、富山県経営管理部管財課へ持参されるか、又は簡易書留でお申し込みください（簡易書留は、締切期限の消印有効です。）。

5 入札及び開札の日時及び場所

- (1) 日時 平成29年2月28日（火）午前11時から
- (2) 場所 富山県富山市新総曲輪1番7号
富山県庁東別館1階入札室
- (3) 受付時間

入札保証金の納付は、入札時間の開始30分前から10分前まで受け付けます。

6 入札保証金

入札に参加しようとする方は、原則として、銀行が振り出し、又は支払保証をした小切手により前記1の表に掲げる入札保証金を入札執行日の受付時間内に納めなければなりません。

7 落札者の決定方法

有効札のうち、予定価格以上の最高価格で入札した方を落札者とします。

8 入札の無効

富山県会計規則（昭和62年富山県規則第17号）第94条及び入札心得書第7条各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

9 契約の締結

落札者は、平成29年3月9日（木）までに契約を締結する必要があります。この期間内に契約を締結しない場合は、入札保証金は、県に帰属します。

10 売買代金の支払方法

落札者は、代金を知事の発行する納入通知書により指定する期限までに支払わなければなりません。

11 用途の制限

(1) 落札者は、県有財産売買契約締結の日から起算して5年間は、売買物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用に供することができません。

(2) 落札者は、売買物件を暴力団施設その他周辺住民に著しく不安を与える施設の用に供することができません。

12 現地説明及び内覧の日時及び場所

(1) 日時 平成29年2月3日（金）午後2時から

(2) 場所 売却物件の現地

13 その他

(1) 現地説明及び内覧に参加の方が入札に参加された場合でも、現地説明における説明事項、建物の状態等について、全て了知されているものとみなします。

(2) 今回の入札結果を含めた契約内容について、県は、落札者の同意を得たうえで公表できるものとします（ただし、個人に関する情報を除く。）。

(3) その他詳細は、入札説明書によります。

14 問い合わせ先

富山県富山市新総曲輪1番7号

富山県経営管理部管財課財産活用推進係

電話番号 076-444-3172 (直通)
